

国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則

改正 〔平成16年4月1日
規則第4号〕
平成20年3月19日
規則第3号
平成27年3月27日
規則第15号
平成28年3月28日
規則第14号
平成28年7月27日
規則第23号
平成30年3月29日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）第21条第3項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 事務局長
 - (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの（以下「学外委員」という。）
- 2 前項第4号に規定する学外委員の数は、経営協議会の委員総数の過半数でなければならない。

(学外委員の任期等)

- 第3条 学外委員の任期は、2年を超えない範囲内で学長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、学外委員を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。
- 2 学外委員が任期満了前に辞任し、又は欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 学外委員は非常勤とする。

(審議事項)

第4条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（法人が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画（通則第27条第1項に規定する中期計画をいう。）及び年度計画（通則第28条第1項に規定する年度計画をいう。）に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

(運営)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、経営協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、予め学長が指名する理事が、その職務を代行する。
- 4 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 5 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前2項の規定にかかわらず、経営協議会が特に必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる。
- 7 経営協議会は、年4回の定例会の他、必要に応じて開催する。
- 8 議長は、会議の日時及び提出議案を、原則として2週間前までに、経営協議会の委員に通知するものとする。

(議案の提出)

第6条 議案は、原則として学長が提案する。

- 2 経営協議会の委員は、議案を経営協議会に提案することができる。この場合、2人以上の連署を必要とし、その理由を付し、予め学長に提出しなければならない。

(委員以外の出席等)

第7条 監事及び学長補佐は、経営協議会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

- 2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 経営協議会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営について必要な事項は、経営協議会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 3. 19規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 27規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 28規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 7. 27規則第23号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。